

建築物省エネ適合性判定料金

別表1

(税込、単位:円)

評価手法	判定に係る面積	用途分類(別表2参照)		
		A類	B類	C類
モデル建物法	～1,000㎡未満	160,000	80,000	60,000
	1,000㎡～2,000㎡未満	180,000	100,000	80,000
	2,000㎡～4,000㎡未満	230,000	150,000	120,000
	4,000㎡～6,000㎡未満	260,000	180,000	140,000
	6,000㎡～10,000㎡未満	300,000	220,000	170,000
標準入力法	300㎡未満	200,000	100,000	80,000
	300㎡～1,000㎡未満	250,000	140,000	120,000
	1,000㎡～2,000㎡未満	300,000	180,000	160,000
	2,000㎡～4,000㎡未満	400,000	260,000	230,000
	4,000㎡～6,000㎡未満	450,000	300,000	260,000
	6,000㎡～10,000㎡未満	520,000	350,000	300,000

【特記事項】

- 用途分類については、別表2をご参照ください。
- 判定に係る面積の算定については、次のとおりとします。但し、その適用が著しく不合理であるとACSが認めた場合は別途判断します。
 - 建築基準法の規定により算定する延べ面積
 - 建築物の部分が省エネ計算における計算対象外の室となる場合は、当該部分の床面積を減じた面積
- 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は、別表1によらず一律30,000円(税込)とします。
- 一つの棟に用途分類が複数ある場合は、次のとおりとします。
 - 一部にでもA種が含まれるときはA種
 - A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれる場合はB種
- 複合建築物の場合、非住宅部分により料金を算定します。尚、住宅部分が300㎡(高い開放性を有する部分を除く)以上であり、所管行政庁の指示等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として10,000円(税込)加算します。
- 計画変更の料金は、計画変更時の面積に応じて別表1から算定される料金の半額とします。但し、次の場合は別表1の料金とします。
 - モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
 - 直前の判定を他の判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - 上記3項が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となった場合
- 軽微変更該当証明の申請は、軽微変更該当証明申請時の面積に応じて別表1から算定される料金の半額とします。但し、次の場合は別表1の料金とします。
 - 直前の判定を他の判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - 上記3項が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となった場
- 増改築の場合、既存部分を含めた面積をもとに料金を算定します。但し、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定します。

建築物省エネ適合性判定料金【住宅部分】

別表2

(税込、単位：円)

区分		料金		
設計住宅性能評価申請と併願申請の場合	一戸建ての住宅	7,000		
	共同住宅等 (共同住宅・長屋・寄宿舎・下宿)	10,000		
上記以外の場合	一戸建ての住宅	性能基準	33,000	
		性能基準・仕様基準の併用	25,000	
	共同住宅等 (共同住宅・長屋・寄宿舎・下宿)	性能基準	300㎡未満	65,000
			300㎡～1000㎡未満	75,000
			1,000㎡～2,000㎡未満	100,000
			2,000㎡～3,000㎡未満	140,000
			3,000㎡～4,000㎡未満	150,000
			4,000㎡～5,000㎡未満	170,000
		性能基準・仕様基準の併用	300㎡未満	48,000
			300㎡～1000㎡未満	56,000
			1,000㎡～2,000㎡未満	75,000
			2,000㎡～3,000㎡未満	105,000
			3,000㎡～4,000㎡未満	120,000
			4,000㎡～5,000㎡未満	130,000
5,000㎡～10,000㎡未満	195,000			

【備考】

申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計とする